14　関係者の協力
　国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第一四条関係）
15　政令への委任
　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第一五条関係）
16　過料
　4の㈡の国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした鉄道・運輸機構の役員は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第一六条関係）
17　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（政令第一七七号）（内閣官房）

1　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域再生法施行令等の一部を改正する政令（政令第一七八号）（内閣府本府）

1　地域再生法（以下「法」という。）第五条第四項第五号ロの政令で定める地域は、平成三〇年四月一日における首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯とした。（第五条関係）
2　都市公園の占用の許可の特例の対象となる来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件は、次に掲げるものとした。（第一二条関係）
　㈠　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
　㈡　観光案内所
　㈢　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家
　㈣　都市公園法第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物
3　認定市町村が法第一七条の八第一項の負担金及び同条第四項の延滞金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者の見やすい方法により公表しなければならないものとすること等、負担金及び延滞金の収納の事務の委託の方法について定めた。（第一三条関係）
4　都市公園の占用の許可の特例の適用に当たって2に掲げる施設又は物件が満たすべき技術的基準は、外観及び配置ができる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること等とした。（第一四条関係）
5　法第一七条の一四第一項の使用及び収益を目的とする権利は、当該商店街活性化促進区域内の建築物又は土地に関する対抗要件を備えた地上権及び賃借権とした。（第一五条関係）
6　中小企業信用保険法に規定する保険関係であって、商店街活性化促進事業関連保証に係るものについての保険料率を定めた。（第一六条関係）
7　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第一条に規定する交付金を追加することとした。（第二条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十四号

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律

（統計法の一部改正）

第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方公共団体又は独立行政法人等」を「指定地方公共団体又は独立行政法人等」に、「第五十六条」を「第五十六条の二」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（行政機関等の責務等）

第三条の二　行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。

2　公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならない。

3　基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

第四条第四項中「総務大臣は」の下に「、関係行政機関の長に協議するとともに」を加え、同条に次の二項を加える。

7　統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8　総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

第八条第一項中「、インターネット」を「インターネット」に改める。

第九条第二項第四号中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改める。

第十三条第二項中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第三項中「者が」を「個人が」に改める。

第十五条第一項中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第二十三条第一項中「、インターネット」を「インターネット」に改める。

第二章第二節第三款の款名中「地方公共団体又は独立行政法人等」を「指定地方公共団体又は指定独立行政法人等」に改める。

第二十四条の見出し中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に改め、同条第一項中「第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ」を「以下「指定地方公共団体」という」に改め、同項第四号中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第二項中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に改める。